

UCC における動産担保権設定者の 目的動産処分の概要

堀 竹 学

1. はじめに
2. 米国統一商事法典（UCC）9 編（担保付取引）における動産担保権の
基本事項の規律
 - （1） UCC における担保権の対象
 - （2） UCC における担保権の法的構成
 - （3） UCC における担保権の重複設定
 - （4） UCC における動産担保権の完全化
 - （5） 流動動産担保権の設定
3. 通常の営業の過程における買主の保護
 - （1） UCC §9-320 の概要
 - （2） 「通常の営業の過程における買主」の定義
4. プロシーズによる担保権者の保護
5. 日本法への示唆
 - （1） 物上代位による担保権者保護との関係
 - （2） 債務者の事業継続のための担保
 - （3） 取引の安全（第三者保護）の観点
6. おわりに

1. は じ め に

中小企業や個人事業者には、資産として、不動産がなく、動産や債権しか保持していない場合が多くある。また、不動産資産があっても、それを担保に融資を受けたとしても、不動産自体には基本的に変動がないので、その担保価値までしか融資を受けられず、事業継続のための資金調達には限界がある。そこで、現在、これらの事業者が、資金繰りをスムーズに進めるため、資産が変動する流動動産・債権譲渡担保の活用が期待されている¹⁾。そして、流動集合動産譲渡担保の目的物は、集合物としての同一性を維持しつつも、その構成部分は変動し、新陳代謝していくことが予定されているものである。そのような性質上、

1) 池田真朗「ABL 等に見る動産・債権担保の展開と課題 ——新しい担保概念の認知に向けて」伊藤進先生古稀記念『担保制度の現代的課題』276頁（日本評論社，2006）。また，同論文には，277頁以下で，動産担保融資残高や，企業の土地，売掛債権，棚卸資産の金額（そのうち中小企業がいくらかの金額）を示して，動産・債権担保の有望性を示されている。

設定者には、通常の営業の範囲内において、個別の動産を集合物から分離して処分する権限が当然に与えられていると解されており、その権限内で行われた処分の相手方は目的物につき完全な所有権を取得することができ、譲渡担保権の追及力はこれに及ばないことになる²⁾。

この点について、最高裁判所は、①最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁ではじめて認めた。ただし、同判決は、流動動産譲渡担保設定者による通常の営業の範囲内についての定義を示すことがなかった。しかし、同日に判決が下された最高裁判例である②最一小判平成18年7月20日判タ1220号94頁は、第三者のために目的動産にさらに譲渡担保を設定することが、設定者にゆだねられた通常の営業の範囲内の処分には当たらないとして、明示している。ただし、同判決も設定者による通常の営業の範囲についての定義を示していない。

これに対し、学説では前記の2件の平成18年7月20日の最高裁判決以前にも、設定者による通常の営業の範囲について定義しようと試みられている。また、同判決後は、主に②判決の評釈で補足的に述べられたものであるが、その定義について検討している。

米国では、統一商事法典（UCC）第9編（担保付取引）320条(a)項において、通常の営業の過程における買主 buyer in ordinary course of business は、たとえその購入した動産に担保権が設定されていても、担保権を切断して取得できるとする。この規定は、UCCにおいて初期融資者の優越の法理³⁾の例外の定めである。このようにUCCが初期融資者の優越の法理の例外として、通常の営業の過程における買主を保護したのは、①担保物件の販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて担保権者の利益にもなること、②取引の安全を図ること、③担保権者の利益はプロシーズによって図ることにある⁴⁾。

このような考慮は、流動動産譲渡担保が債務者（設定者）の事業継続のための担保であるという観点⁵⁾として我が国でも既に示されていたり、また物上代位制度という類似の制度が存在したりするので、パラレルに考えられるところである。したがって、UCCにおける動産担保権の設定者の目的動産の処分の制度を示し、その状況と我が国の状況とを比較することが、我が国の流動動産譲渡担保における設定者の目的動産の処分のあり方を示すことに有用であると考ええる。

そこで、本稿ではUCCにおける動産担保権の設定者の処分の制度概要を示し、我が国

2) 最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁、最一小判平成18年7月20日判タ1220号94頁、我妻榮『担保物権法（民法講義Ⅲ）』666頁（岩波書店、新訂、1968）、加藤一郎＝林良平『担保法大系』698頁〔吉田真澄〕（金融財政事情研究会、第4版、1985）、松井宏興『担保物権法』215頁以下（成文堂、補訂版、2008）など。

3) 同法理は、森田修『アメリカ倒産担保法「初期融資者の優越」の法理』（商事法務、2005）で、詳しく紹介されている。

4) 森田・前掲注(3)152頁以下。

5) 池田真朗「ABLの展望と課題——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL21頁以下（2007）、池田・前掲注(1)280頁が提唱されている考えである。

の状況と比較することで、我が国の流動動産譲渡担保における設定者の目的動産の処分の規定のあり方への示唆を得てみたいと思う。

2. 米国統一商事法典（UCC）9 編（担保付取引）における 動産担保権の基本事項の規律

（1） UCC における担保権の対象

米国統一商事法典（UCC）が対象としている担保物件は、物品 goods, 設備 equipments, 権原証券 documents, インストルメント, 動産抵当証書 chattle paper, 売掛債権 accounts, 一般無体物 general intangibles, 投資財産 investment property, 金銭 money に分類される⁶⁾。そして、動産である物品でも、UCC では、主として、消費者物品 consumer goods, 在庫品 inventory, 農産物 farm products の3種類を規定し、それぞれ別に規定されていたりする。例えば、本稿の検討対象である UCC § 9-320（物品の買主）については、それぞれの定めになっている。消費者物品については、我が国では消費者法に関することになり、また、農産物については、UCC 特有の配慮がなされているので、本稿では、我が国の一般の動産と同様に捉えられる在庫品に関する規定を検討対象にしたいと思う。なお、UCC § 9-102(a)(48) では、「在庫品 inventory」は、農産物以外の物品であって、(A)貸貸人である者によって貸貸される物品、(B)売買もしくはリース、またはサービス契約により供与される目的で人により保持される物品、(C)サービス契約により人によって供与される物品、(D)原資材、加工中の仕事、または事業の中で使用もしくは消費される資材からなる物品のいずれかを意味するとしている⁷⁾。

（2） UCC における担保権の法的構成

次に、UCC § 9-202 では、委託販売もしくは、口座、動産証券、支払金受領権、または約束手形の売買に関して別に定められている場合を除き、権利、義務および救済方法に関する第9編の諸規定が、担保権の権原が担保権者にあるか、または債務者にあるかにかかわらず、適用されるとしている。我が国では、譲渡担保に関する権利・義務を検討する際に、その法的構成として、所有権的構成を採用するのか、担保権的構成を採用するのかで、論理演繹的に解釈しようとする傾向があるが、米国では、我が国のいうところの所有権的構成を採用しようが、担保権的構成を採用しようが、同一の結論であることを示している⁸⁾。

6) 國生一彦『改正米国動産担保法』50頁（商事法務，2001）。

7) 本条の翻訳には、田島裕『UCC コメントリーズ 第1巻総則・売買・リース』9頁（レクシスネクシス・ジャパン，2007），田島裕『UCC2001 —アメリカ統一商事法典の全訳—』頁以下（商事法務，2001）がある。

8) 田澤元章「アメリカ統一商事法典（UCC）の概要」日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ 2000-J-26 37頁（日本銀行金融研究所，2000）。

(3) UCC における担保権の重複設定

また、UCC では、第9編第3章に完全化および優先順位について規定されているように、同一の動産に対して担保権の重複設定することは、可能である。我が国では、最一小判平成18年7月20日判タ1220号94頁では、同一の動産に対して譲渡担保の重複設定すること自体はできるとしているが、その設定は、設定者の通常の営業の範囲を超えているとしている。しかし、その論拠は明確でない。

(4) UCC における動産担保権の完全化

UCC では、動産担保権の完全化 perfection について、①担保権者の占有による公示、および②ファイリングによる公示の2種類である。後者は、我が国の動産譲渡登記と同じ機能をはたすことになる。前者については、担保権者が占有しなければならず、我が国で認められている占有改定によっては、完全化が認められない。我が国では、通常、譲渡担保においては、設定者が占有する間接占有型担保であり、そのように設定者が占有する場合には、UCC ではファイリングによって完全化することになる。

また、UCC のファイリングでは、担保物の所在場所によってファイル地が決定する担保物についても、担保物の所在場所に、担保物記載としての効力までは広く認められていない。正しく州が選択されていれば、占有場所の記載にかかわらず、ファイリングは有効となる⁹⁾。我が国の流動動産譲渡担保の成立のための特定基準として、最三小判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁が、設定者の占有の場所的要素を一つにしているのと対照的である¹⁰⁾。

(5) 流動動産担保権の設定

UCC §9-204(a)により、事後取得財産に対し担保権を設定する旨の担保契約は有効であるとする。したがって、我が国での将来取得する動産に対しても流動動産譲渡担保の効力が及ぶとしていることと同様である。また、事後取得財産の完全化の効力は、UCC §9-322(a)(1)により、担保権が完全化されたときに生じる。我が国でも、動産譲渡登記時または占有改定時に、将来取得する動産の対抗要件を具備していることと同様である。

次に、UCC §9-205(a)(1)(A)により、債務者が担保物の全部または一部を処分することは、担保権が債権者に対し無効または詐欺的であるとはいえないとしている。これも、我が国において流動動産譲渡担保の設定が有効であることと同様である。

3. 通常の営業の過程における買主の保護

(1) UCC §9-320 の概要

2001年7月に施行された米国統一商事法典第9編320条は、以下のように規定されてい

9) Teel Construction, Inc. v. Lipper, Inc., 11 U.C.C. Rep. Serv. 2d 667 (Va. 1990).

10) 森田・前掲注(3) 168頁。

る¹¹⁾。

米国統一商事法典（UCC）第9編320条（物品の買主）

- (a) [通常の営業の過程における買主] (e)項に別段の定めがある場合を除き、農業経営にかかわる者から農産物を買う者以外の、通常の営業の過程における買主は、たとえ担保権が完全化され、買主がその存在を知っている場合であっても、その買主の売主によって物品に設定された担保権にわずらわされることなく、取得する。
- (b) [消費者物品の買主] (e)項に別段の定めがある場合を除き、主として個人、家族、または世帯のために使用する、またはその使用のために物品を購入する者から物品を買う者は、たとえ担保権が完全化された場合であっても、その買主が、次に掲げる場合には、その担保権から切断して、取得する。
- (1) 担保権について善意であり；
 - (2) 有償で；
 - (3) 主として個人、家族、または世帯の目的のために；かつ
 - (4) 当該物品を対象とする融資説明書の登録の前に買う場合
- (c) [(b)項のための登録の効力] (b)項による物品の買主に対する担保権の優先順位に影響を与える限り、売主が住所をもつ管轄地においてなされた登録の有効期間は、第9編316条(a)項および(b)項によって規律される。
- (d) [油床または鉱床の頂点での通常の営業の過程における買主] 油床または鉱床の頂点で、または掘削後に、通常の営業の過程において石油、ガス、またはその他の鉱産物を買う買主は、土地負担から生じる利権から切断して、取得する。
- (e) [占有担保権は影響されない] (a)項および(b)項は、第9編313条により担保権者の占有の下に置かれている物品に対する担保権に影響を及ぼさない。

本条の規定は、旧 UCC §9-307 で規定されていたものである。本条は、担保権が完全化されたとしても、物品の買主が担保権から切断して所有権を取得することを定めている¹²⁾。また、完全化された担保権から切断して権利を取得する買主は、当然、完全化されていない担保権を切断して権利を取得する。UCC §9-317 は、本条が適用される買主に加えて、どの買主が完全化されていない担保権を切断して権利を取得するか斟酌している。

担保物が担保権設定後に譲渡されることは、一方で担保物の散逸を招き担保権者を害するが、他方で、販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて、担保権者の利益にもなるという面も持っている¹³⁾。これについては、我が国

11) 本条の翻訳には、田島裕『UCC コメントリーズ 第3巻担保付取引』80頁以下（レクシスネクシス・ジャパン、2009）、田島・前掲注(7)『UCC2001 —アメリカ統一商事法典の全訳—』445頁以下があり、参考にした。

12) 田島・前掲注(11)『UCC コメントリーズ 第3巻担保付取引』80頁、UCC §9-320 Official Comment 2。

の流動動産譲渡担保においても同様のことがあてはまる。そして、米国の動産担保法では、担保物が譲渡された場合に、譲受人へと帰属が移転した担保物に従来の担保権を存続させるという方法と、新規に債務者に帰属したプロシーズも担保権を拡張するという方法の二つで、担保権者の利害を守っているとされる¹⁴⁾。そして、通常の営業の過程における買主は、UCC § 9-320(a)が適用されれば、担保権が完全化されたとしても、物品の買主が担保権から切断して所有権を取得することになるので、担保権者の利益の保護は、前者ではなく、専ら後者で行うことになる。我が国においても、このことと同様に担保権者を保護する制度として、流動動産譲渡担保設定者が担保権者から許諾された処分権限内または通常の営業の範囲内で目的動産を処分した場合、担保権者にその処分代金債権に対する流動動産譲渡担保に基づく物上代位を認められることが挙げられる。また、そもそも流動動産譲渡担保設定時に、同時に延長型流動債権譲渡担保も設定して担保権者の担保の効力を強化することが、米国におけるプロシーズ制度に相当するものになると考えられる。これらの物上代位制度、延長型債権譲渡担保について、米国と比較して担保権者の利益の保護がそれ程劣るとはいえないのではないかと、後に検討してみることにする。

(2) 「通常の営業の過程における買主」の定義

第1編201条(b)項(9)号は、「通常の営業の過程における買主」の定義を定めている。UCC § 1-201(b)(9)の規定は以下のとおりである¹⁵⁾。

米国統一商事法典 (UCC) 第1編201条 (一般的定義)

(b) [統一商事法典の] 他の編の個別的な条文または章に適用されるその編に含まれる定義に従い、以下の用語は、次のように定めるところによる。

(9) 「通常の営業の過程における買主 buyer in ordinary course of business」は、信義誠実に、その者に対する販売が物品に対する第三者の所有権または担保権を侵害するという事を知らないで、かつ、質屋以外の、その種類の物品の販売業者から、通常の営業の過程においてその物品を購入する者をいう。もしその者に対する販売が、売主が営む種類の事業における通常のもしくは慣習的慣行、またはその売主自身の通常のもしくは慣習的慣行によるものであるならば、その者は通常の過程で物品を購入している。源泉または鉱泉で石油、ガスまたはその他の鉱物を売る者は、その種類の物品を販売する事業を営んでいる。通常の営業の過程における買主は、現金で、他の財産との交換によって、また担保付もしくは担保なしの信用で買うことができ、また、既存の売買契約により物品または権原証書を取得することができる。物品の占有を取得する買主または第2編により売主から物品を回復する権利をもつ買主のみが、通常の営業の過程における買主であり得る。一括譲渡に

13) 森田・前掲注(3) 152頁。

14) 森田・前掲注(3) 152頁。

15) 本条の翻訳には、田島・前掲注(7)『UCC2001 —アメリカ統一商事法典の全訳—』7頁以下、田島・前掲注(7)『UCC コメントリーズ 第1巻総則・売買・リース』10頁があり、参考にした。

において、または金銭債務の担保としてか、全部もしくは一部の弁済として、物品を取得する者は、「通常の営業の過程における買主」ではない。

このように、UCC §1-201(b)(9)は、通常の営業の過程の買主から質屋を除く、その種類の販売物品の営業者からの買主に制限している。したがって、UCC §320(a)は、主に在庫担保に適用される¹⁶⁾。宝石商が宝石を販売したり、洋服屋が洋服を販売したり、自動車販売業者が自動車を販売する等の場合である¹⁷⁾。その種類の物品の営業者に当たるのか否か問題となる場合として、ヨットを営業としてではなく販売している個人所有者が、営業として販売を行なっている仲介業者を通して販売した場合があり、その場合には同条の適用はないことになる¹⁸⁾。また、レンタカー会社が、主要な営業が自動車のレンタルで、時々自動車を販売している場合に、たとえそのレンタカー会社から同社の在庫自動車を購入したとしても、その買主は、その種類の物品の営業者からの買主とはならない。

次に、(a)項は、農業運用に携わっている者から、農産物の買主を除外している。通常の営業過程における買主は、信義誠実に、その者に対する販売が物品に対する第三者の所有権または担保権を侵害するということを知らずに、通常の営業の過程で物品を買う者として定義される。(a)項は物品に担保権が完全化されている場合であっても、買主がその担保権から切断して、権利を取得する。このUCC §1-201(b)(9)が定める信義誠実に、第三者の担保権を侵害することを知らずに、購入するということは、不明確である。正確には、信義誠実の要件を付け加えることは不明確であるとされる¹⁹⁾。また、UCC §9-320(a)が定める買主が担保権の存在を知っていてもその担保権から切断して権利を取得することと矛盾するようにも見えるが、これらの要件を注意してみると矛盾しない²⁰⁾。担保権の存在を知っていても、担保権を侵害していなければ、UCC §9-320(a)は適用されるのである。すなわち、担保契約上、売却が侵害にあたる条項があり、それを知ってした買主が、同条同項の適用が否定されることになる²¹⁾。しかし、通常、在庫品の担保権者は設定者に在庫品を自由に明確に販売できるようにしている。したがって、物品の販売は、担保権の存在を知っていても、担保権を侵害しないと信じている買主が存在することになる²²⁾。

旧UCC §9-307(1)の規定がそうであったように、UCC §9-320(a)は、通常の営業の過程における買主に対する物品の売主によって設定される担保権だけに適用される²³⁾。以下のよ

16) UCC §9-320 Official Comment 3.

17) James J. White & Robert S. Summers, UNITED COMMERCIAL CODE, 1307 (6th ed. 2010).

18) Kusler v. Cipriotti, 221 N.J.Super. 654, 535 A.2d 567, 5 UCC2d 492 (Law Div. 1987).

19) White & Summers, *supra*, at 1307.

20) *Id.* at 1307

21) O.M. Scott Credit Corp. v. Apex, Inc., 97 R.I. 442, 198 A.2d 673, 2 UCC 92 (1964), Davis Country Sav. Bank v. Production Credit Ass'n, 419 N.W.2d 384, 5 UCC2d 559 (Iowa 1988), Transamerica Commercial Finance Corp. v. Union Bank & Trust Co., 584 So.2d 1299, 15 UCC2d 412 (Ala.1991).

22) White & Summers, *supra*, at 1308.

23) UCC §9-320 Official Comment 3.

うな典型例が挙げられる。まず、A（担保権者）がB（担保権設定者）に担保目的となる動産を売却するに当たり、当該動産に担保権を設定したとする。次いで、Bが当該動産をCに通常の営業外で売却したが、CはAの担保権の存在につき善意であった。しかし、AB間の担保権設定契約におけるBはAの同意なく売却しないという条項に反するものであった。さらに、CがDに当該動産を売却したが、DもAの担保権の存在について善意であった。この場合に、DがUCC § 1-201(9)の通常の営業の過程における買主にあたったとしても、CがUCC § 9-320(a)が定める担保権を設定した売主ではないので、同条同項の適用がなく、Dは当該動産の所有権を取得できない²⁴⁾。このように規定されたのは、起草者が事情を知らない2人の間では、担保権を侵害している者と密接な取引がある方の者に最終的な損失を被らせようとしたからである。すなわち、AとDは、事情を知らないものである。そして、Dは、担保権を侵害する取引をしたBの相手方であるCから購入しているので、Aより担保権を侵害している者と密接に取引に関与している。したがって、Dには、UCC § 9-320(a)の適用はないのである²⁵⁾。ただし、当該種類の物品を取り扱う営業者に物品の占有を黙諾も含め委託している場合には、通常の営業の過程における買主は、UCC § 2-403(2)により、担保権から切断して権利を取得する²⁶⁾。すなわち、UCC § 2-403(1)柱書本文では、物品の購入者は、その移転者が有していた、または移転する権限を有していた全部の権原を取得するとしている。そして、UCC § 2-403(2)では、物品の占有をその種類の物品を取り扱う商人に物品の占有を委託した場合、その商人は、通常の営業の過程における買主 *buyer in ordinary course of business* に対し、委託者の全部の移転の権利を移転することができるとしているからである。

それでは、設定者をUCC § 2-403(2)のその種類の物品を取り扱う商人として、同条同項を適用できないであろうか。同条同項で定める通常の営業の過程における買主という文言は、UCC § 9-320(a)の文言と同一であり、UCC § 1-201(9)で定義されているものである。その適否が問題になりうる。この点については、UCC § 2-403(2)の買主は、真の所有者に占有委託を受けた売主から買い受けた買主にのみ制限され、設定者から買い受けた買主にはUCC § 9-320(a)のみを適用するとされている²⁷⁾。

UCC § 9-320(a)により買主が担保権から切断して権利を取得できることに制限があるのは、設定者に販売の処分権が定められていない場合だけである。担保権者が契約の明文その他の方法で処分権を付与した場合には、同条同項による制限なしに、UCC § 9-315(a)に基づき担保権を切断して権利を取得することになる。さらに、担保権を放棄した担保権者

24) Richard H. Nowka, SECTION 9-320(A) OF REVISED ARTICLE 9 AND THE BUYER IN ORDINARY COURSE OF PRE-ENCUMBERED GOODS: SOMETHING OLD AND SOMETHING NEW, 38 Brandeis L.J 10-11 (1999).

25) White & Summers, *supra*, at 1308.

26) UCC § 9-320 Official Comment 3.

27) National Schwmmunt Bank v. Jones, 108 N.H. 386, 236 A.2d 484, 4 UCC 1021 (1967), White & Summers, *supra*, at 1310.

が買主に対して担保権を主張することができない場合、担保物の買主も担保権を切断して権利を取得する(UCC §1-103(3)参照)²⁸⁾。反対に、設定者の処分権が制限されていた場合には、UCC §9-315(a)に基づき担保権が存続することが前提となり、その例外としてUCC §9-320(a)により買主が担保権を切断して権利を取得するには、その処分権を制限する担保契約の条項を知らない場合に限られることは前述のとおりである。

通常の営業の過程における買主の定義を定めたUCC §1-201(9)の最終文では、金銭債務の担保として、物品を取得する者は、通常の営業の過程における買主ではないとしている。よって、我が国でいうところの後順位の権利移転型の担保権設定には、UCC §9-320(a)の適用がないことになる。しかし、これは2番目以降の融資者である担保権者が、完全化された初期融資者である担保権者の担保権を切断して、権利を取得できないことを定めているのであって、2番目以降の融資者も、初期融資者に劣後した担保権を取得することが肯定される。同一の物に担保権を重複設定することは可能であるとしたことからの帰結である。

担保権者の占有にかかる担保権について、旧UCC §307には定めがなく、UCC §9-320において、(e)項が新設されている。それは、旧307条を適用する場面の具体例として挙げられていたTanbro Fabrics Corp. v. Deering Milliken, Inc., 事件²⁹⁾の判例法理を否定したものである。そして、(e)項は、担保物を担保権者が占有している場合、UCC §9-317(b)と共に、通常の営業の過程における買主に、担保権を切断して物品の所有権を取得することを妨げる。(e)項で定める担保権者は、(a)項または(b)項に定める担保権者である。UCC §9-313は、担保権者が本条本項の適用のある占有をしているか否かを決定する。UCC §9-313(c)および(h)は、一定の場合には、担保物を第三者が現実占有している場合であっても、担保権者が担保物を占有していると定めている³⁰⁾。我が国では、譲渡担保の設定では通常設定者が占有しており、動産譲渡登記をしないのであれば、占有改定で対抗要件を具備するので、本条本項のような場合は、動産質権において該当するといえる。

4. プロシーズによる担保権者の保護

UCC §9-102 (定義および定義の索引) の(a)項(64)号では、プロシーズについて以下のよう定めている³¹⁾。

米国統一商事法典 (UCC) 第9編102条 (定義および定義の索引)

(a) [第9編の定義] 本編において、

(64) 「プロシーズ proceeds」は、第9-609条(b)項で用いられる場合を除き、次の財産を意

28) UCC §9-320 Official Comment 6.

29) Tanbro Fabrics Corp. v. Deering Milliken, Inc., 39 N.Y.2d 632, 350 N.E.2d 590 (1976).

30) UCC §9-320 Official Comment 8.

31) 本条の翻訳には、田島・前掲注(11)『UCC コメントリーズ 第3巻担保付取引』11頁以下、田島・前掲注(7)『UCC2001 —アメリカ統一商事法典の全訳—』404頁があり、参考にした。

味する。

- (A) 担保物の売買, リース, 使用許諾, 交換, またはその他の担保物の処分によって取得されるもの;
- (B) 担保物について取り立てられるもの, または担保物のために配当されるもの
- (C) 担保物から生じる権利
- (D) 担保物の価額の限度で, 損失, 不遵守, または担保物の使用妨害, 欠陥もしくは権利侵害, または危害から生じる請求権; または
- (E) 担保物の価額の限度で, かつ, 債務者もしくは担保権者に支払われる限度で, 損失, 不遵守, または担保物の使用妨害, 欠陥もしくは権利侵害, または危害の理由によって, 支払われる保険給付金。

そして, UCC §9-315 (担保物の処分およびプロシーズに関する担保権者の権利) では, プロシーズに関する担保権者の権利について, 以下のように定めている。

米国統一商事法典 (UCC) 第 9 編315条 (担保物の処分およびプロシーズに関する担保権者の権利)

本条および第 2-403 条(2)項に別段の定めがある場合を除き,

(a) [担保物の処分; 担保権または農業上のリーエンの継続; プロシーズ]

- (1) 担保権の売買, リース, 使用許諾, 交換その他の処分にかかわらず, その担保物に対する担保権または農業上のリーエンは, 担保権者がその担保権または農業上のリースと切断して処分を許した場合でなければ, その担保物に対して継続する。; そして
- (2) 担保権は, 担保物の特定可能なプロシーズに付着する。

(b) [混合されたプロシーズの特定可能性] 他の財物と混合されたプロシーズは, 次の限度で特定可能なプロシーズである。

- (1) プロシーズが物品である場合には, 第 9-336 条によって規定される限度; そして
- (2) プロシーズが物品でない場合には, 関係する種類 type の混合財産に関して, 本編以外の法律により許された, エクイティの原則を含む追及方法によって, 担保権者がプロシーズを特定した限度。

(c) [プロシーズに対する担保権の完全化] プロシーズに対する担保権は, もし元の担保物に対する担保権が完全化されているときは, 完全化された担保権である。

(d) [完全化の継続] プロシーズに対する担保権は, その担保権がプロシーズに付着した後21日目に完全化の効力を失う。ただし, 次の場合はこの限りでない:

- (1) 以下の諸条件が満たされている場合,
 - (A) 登録された融資説明書が元の担保物を対象としている;
 - (B) そのプロシーズが, 当該融資説明書を登録された事務所で登録することによって完全化されうる担保物である; そして,
 - (C) そのプロシーズが, 現金売上金と一緒に取得されている;

- (2) そのプロシーズが特定可能な現金売上金である場合；または
- (3) プロシーズに対する担保権が、その担保権がプロシーズに付着した時から20日以内に、(c)項による以外の方法で完全化される場合。
- (e) [プロシーズに対する完全化された担保権が完全化されていない担保権になる時] 登録された融資説明書が元の担保権を対象としている場合、(d)項(1)号により完全化され続けているプロシーズに対する担保権は、次のうち遅い方の時に、完全化されない担保権となる。
 - (1) 登録された融資説明書の効力が、第 9-515 条の期間を経過するか、または第 9-513 条により解除される時；または
 - (2) 担保権がプロシーズに付着した時から21日。

旧 UCC §9-306(1)には、売却代金、賃料が想定されていたが³²⁾、現行 UCC §9-102(a)(64)(C)では、担保物から生じる権利を加えたために、範囲が広がっている。これは、経済的等価性に実質的に着目して変形物への価値追求を認める判例³³⁾の展開を踏まえたものであり、農産物の収穫について設定されていた担保権のプロシーズとして、政府の農産物作付けプログラムの補償金が挙げられる³⁴⁾。

また、UCC のプロシーズは、我が国の物上代位のように請求権だけが目的とされるのではなく、UCC §9-102(a)(64)の定義規定に示すように、(A)(B)(E)により、担保目的物の価値変形物とされるその物を対象としており、範囲が広がっている。UCC §9-315(a)(2)は、物自体が対象になることから、特定可能であることを要件としているが、我が国の民法304条ただし書が定める払渡または引渡し前の目的債権の差押えの必要はない。なお、我が国の物上代位制度では、売買、賃貸、滅失損傷により生ずる請求権に対象が限られているが、UCC §9-102(a)(64)(A)では、交換契約も定めており、さらに対象が広がっている³⁵⁾。

さらに、UCC では、プロシーズのプロシーズも認められている。明文上示されていないが、担保物 collateral の定義規定である UCC §9-102(12)(A)が定めるプロシーズに、プロシーズのプロシーズが包含されているからである³⁶⁾。

5. 日本法への示唆

(1) 物上代位による担保権者保護との関係

UCC では、新規に債務者に帰属したプロシーズも担保権を拡張するという方法で、担保権者の利害を守っていることから、UCC §9-320(a)における通常の営業の過程における

32) UCC §9-315 Official Comment 2.

33) McLemore, *Trustee v. Mid-South Agri-Chemical Corp.*, 41 B.R.369 (Tenn. 1984).

34) UCC §9-102 Official Comment 5.i.

35) なお、UCC §9-102(a)(64)(A)では、リース、使用許諾によるとしているが、対象の範囲としては、我が国の賃貸借とパラレルに考えてよいと思われる。

36) UCC §9-102 Official Comment 13c.

買主が、担保権を切断して権利取得することができた。

我が国においても、流動動産譲渡担保権者から設定者に処分権を契約上付与されることなしに、その担保権の性質上、通常の営業の範囲として処分権を設定者に広く認めることが、担保権者の権利を害しないか問題となりうる。そして、流動動産譲渡担保に基づいて物上代位権を行使することが認められ、その行使要件がそれほど厳格なものでなければ、UCCと同様に流動動産譲渡担保において設定者に通常の営業の範囲として処分権を広く認めることも可能である。

この点、まずそもそも非典型担保である譲渡担保に基づいて物上代位権を行使することができるかについては、最二小判平成11年5月17日民集53巻5号863頁がこれを肯定している。また、学説には、否定説³⁷⁾、一部肯定説³⁸⁾というものも少数存するが、多数説といえるのが、肯定説³⁹⁾である。私見もこの説に与する⁴⁰⁾。

そして、それが認められるとして、流動動産譲渡担保に基づく物上代位権の行使について、民法304条が定める一般的な要件とは別に、特別の要件として、最一小決平成22年12月2日民集64巻8号1990頁（原審；福岡高決平成22年3月17日金判1356号14頁）は、通常の営業が継続されていないことを挙げている。

通常の営業が終了して、担保目的動産の対象となっている個別動産が処分され、補充されなくなっている以上は、担保権の実行通知がなくても、その担保目的動産は実質的に固定されているといえる。しかし、私見では、担保目的動産が固定化されていなくても、被担保債権の不履行の場合や、担保目的物の補充が一定期間なされない場合に、流動動産譲渡担保に基づき物上代位することを認めた⁴¹⁾。UCCのプロシーズと同程度とまでに広範囲とはいえないが、売却代金債権に対して物上代位できるのであるのだから、設定者が担保物件を処分しても、担保権者はその代価を取得することができ、UCC第9編と同様に、担保権者の保護が図られていると評価できる。また、現実には動産は不動産よりも減価・減耗（特に食品等）のリスクがあるから、当該動産の競売価格よりも売却代金の方が往々にして高額となり、担保権者の保護に資するといえるのではなかろうか。

なお、物上代位制度だけでなく、ABLとして、流動動産譲渡担保の設定と共に、その動産の売却代金債権に対して延長型流動債権譲渡担保を設定されることがある。この流動債権譲渡担保はUCCにおけるプロシーズにより近いものとなり、同担保の設定によって、より担保権者の利益が図られる。

37) 道内垣弘人『担保物権法』308頁以下（有斐閣，第3版，2008）。

38) 高橋眞『担保物権法』295頁以下（成文堂，第2版，2010），内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』522頁以下（東京大学出版会，第3版，2005）。

39) 米倉明『譲渡担保』30頁（弘文堂，1978），松岡久和「判批」法教232号112頁以下（2000），竹内俊雄「判批」ひろば53巻8号71頁（2000），近江幸治『民法講義Ⅲ 担保物権法』304頁，305頁（成文堂，第2版補訂，2007），近江幸治「判批」ジュリ臨増1179号78頁（2000），石田穰『担保物権法』678頁（2010）など

40) 堀竹学「譲渡担保に基づく物上代位の可否」社会とマネジメント9巻1号37頁以下（2011）。

41) 堀竹学「流動動産譲渡担保に基づく物上代位の可否」大阪経大論集63巻4号103頁以下（2012）。

(2) 債務者の事業継続のための担保

UCC § 9-320により通常の営業の過程における買主を保護したのは、担保物件の販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて担保権者の利益になることにもあった。そして、我が国でも同様に債務者の事業継続のための担保の観点⁴²⁾も指摘されているところである。

そもそも流動動産譲渡担保が注目されてきたのは、不動産資産があつて、それを担保に融資を受けてもその担保価値までしか融資を受けられず、事業継続のための資金調達には限界がある。また、そもそも資産として不動産がなく、動産や債権しか保持してない多くの中小企業等に、資金繰りをスムーズに進めるためであった。そして、資金繰りがスムーズに行われることにより、当該企業の経営の行き詰まり、または倒産を避けることができ、債権回収の実効性あるものにすることになる。そこで、被融資企業の事業の継続を保つこと、すなわち債務者を生かす担保⁴³⁾が、融資者、被融資者双方の利益に資するものとの考えを中心に考えるべきである。その観点からすれば、我が国においてもできるだけ設定者による通常の営業の範囲を広げて解することになる。

債務者が運転資金の供給をスムーズに行うことにより、売掛債権、在庫を次々に創出して債務の弁済をなすには、通常の営業をできるかぎり従来どおり継続させることが望ましい。もし、設定者による通常の営業の範囲を狭く解すれば、この個別動産の売却→売掛債権の創出と取立て→新たな在庫の創出と債務の弁済という事業サイクルを停止させやすくしてしまう。それでは、債務者の収益性を低下させ、債務不履行の状態に陥る可能性が高くなる。そうすると、流動動産譲渡担保権の実行ということになるだろうが、動産担保に関しては、処分しようにも流通市場が整備されていないため、担保価値を実現できないことが問題とされている⁴⁴⁾。結局、債権者は債権の全額の回収できない可能性が高くなるのである。

これに対し、事業を継続させることにより、製造を進め現在の在庫よりもさらに増加する、あるいは製品開発によってより優良な製品が創出され在庫になることもありうる。また、これらの在庫がより債権回収の可能性の高い売掛債権に変容することもありうる⁴⁵⁾。したがって、債権者および債務者のためにも、設定者による通常の営業の範囲はできるだけ広く解すべきことになる。

42) 池田・前掲注(5) 21頁以下、池田・前掲注(1) 280頁。また、内田貴「担保法のパラダイム」法教266号16頁(2002)も、債務者が収益を得ることにより、債務の弁済をスムーズに行えるとして、同様の観点を示される。

43) 池田教授によれば、正確には「債務者の経済活動を存続させるための担保」という呼称となる。池田・注(5) 26頁。

44) 池田・前掲注(1) 284頁。

45) 池田・前掲注(5) 23頁以下参照。

(3) 取引の安全（第三者保護）の観点

UCC § 9-320(a)では、その適用に、担保権を害することを通常の営業の過程における買主が知らないことを要件としていた。しかし、我が国では、流動動産譲渡担保における設定者の通常の営業の範囲内の処分権を画するのに、このような買主（第三者）の善意を要件とはしていない。

しかし、設定者による処分が通常の営業の範囲外である場合には、動産群が当初の保管場所から移動されてもされなくても、その上に有効に成立している権利関係は影響を受けず、当該処分の相手方（第三者）は目的物の所有権を承継取得することはできないとし、流動動産譲渡担保の対象である動産群から離脱した動産にも流動動産譲渡担保の効力はなお及んでおり、処分の相手方（第三者）が当該動産の所有権を取得するには即時取得によるしかないとする考えがある⁴⁶⁾。私見もこの考えと同様に解する⁴⁷⁾。よって、UCC § 9-320(a)では、第三者（買主）保護として、担保権を侵害することについての第三者の善意という主観的要件を要求しているが、我が国では即時取得要件として、第三者に善意を要求していることで、同様と評価できる。

流動動産譲渡担保における対象動産については、設定者の処分を前提とするものである以上、設定者の処分権が付与されていると考えるのが通常だから、流動動産譲渡担保が設定されていると知っている相手方（第三者）に常にその処分された動産の所有権を取得させず、なお当該動産に流動動産譲渡担保の効力が及んでいるとすることは、その相手方（第三者）の取引の安全を害する。したがって、流動動産譲渡担保の場合に、処分の相手方（第三者）の取引の安全を図るため、流動動産譲渡担保設定者による処分が通常の営業の範囲であると処分の相手方（第三者）が信じていれば、たとえ処分の対象である動産に流動動産譲渡担保が設定されていることを知っていたとしても、その処分の相手方（第三者）を即時取得により保護すべきであると考ええる。この点も、UCC § 9-320(a)が、通常の営業における過程の買主が、担保権の存在を知っていても、適用されるとしたことと同様である。ただし、UCC では担保契約における設定者の処分権の制限についての善意であるが、我が国では、流動動産譲渡担保設定契約における制限だけでなく、通常の営業の範囲外であることについても善意でなければならない。よって、UCC と同様に第三者保護を図ろうとするならば、この点からも設定者による通常の営業の範囲をできるだけ広く解すべきことになる。

46) 米倉明『譲渡担保の研究』129頁（有斐閣、1976）、千葉恵美子「集合譲渡担保の効力（1）－設定者側の第三者との関係を中心として－」判タ756号46頁（1991）、古積健三郎「判批」民商136巻1号34頁（2007）、小田垣亨「判批」金法1807号34頁（2007）、渡邊博巳「集合物動産譲渡担保設定者の担保目的物処分とその効力－最一判平成18・7・20が明らかにした法理と実務の対応」NBL 867号27頁（2007）、杉江隆司「集合動産譲渡担保をめぐる近時の展開～最高裁平成18年7月20日第一小法廷判決を手がかりとして～」専法41号31頁（2007）、進士肇「判批」金判1286号98頁（2008）。

47) 堀竹学「流動動産譲渡担保設定者による不適正処分の効力」総合政策論叢21号43頁以下（2011）。

6. お わ り に

UCC（米国統一商事法典）が初期融資者の優越の法理の例外として、UCC § 9-320(a)の規定を示し、同条同項が通常の営業の過程における買主を保護した趣旨を示してみた。その趣旨とは、①担保物件の販売による収益によって債務者が被担保債権の返済原資を得ることを通じて担保権者の利益にもなること、②取引の安全を図ること、③担保権者の利益はプロシーズによって図ることにあった。

このような考慮は、我が国では、①流動動産譲渡担保が債務者（設定者）事業継続のための担保であるという観点、②取引の安全の観点、③担保権者の一定の保護を物上代位制度および延長型流動債権譲渡担保の設定によって図れるという観点であり、それらの観点についても概観してみた。

そして、我が国においても、設定者による通常の営業の範囲を広く解すれば、設定者による通常の営業の範囲内の処分として第三者（相手方）が保護されるのみならず、設定者による処分が通常の範囲を超えても、第三者は即時取得により保護されることがあり、UCCと比較しても第三者保護を確保できていると評価できる。また、担保権者の保護も、物上代位制度および延長型流動債権譲渡担保の設定により、UCCのプロシーズ制度による担保権者の保護と比べ、それ程遜色ないものと評価できる。